

沼津市介護保険料の段階比較表

令和3～5年度（第8期）

段階	対象者		保険料率	保険料 (年額)
第1 段階	生活保護受給者等		基準額 ×0.3	19,800円
	世帯員全員が 市民税非課 税であって本人の 前年の合計所得金額と 課税年金収入 額の合計が	80万円以下の場合等		
		80万円を超え 120万円以下の場合等		
第2 段階	120万円を超える 場合等		基準額 ×0.5	33,000円
第3 段階	80万円以下の場合等		基準額 ×0.7	46,200円
第4 段階	世帯員の誰かに 市民税が課税されているが、 本人は市民税非課税であって本人の 前年の合計所得金額と課税 年金収入額の合計が	80万円以下の場合等	基準額 ×0.85	56,100円
第5 段階		80万円を超える 場合等	基準額 ×1.0	66,000円 (※月額 5,500円)
第6 段階	本人が市民税 課税であって 前年の合計所得金額が	120万円未満の場合等	基準額 ×1.15	75,900円
第7 段階		120万円以上 210万円未満の場合等	基準額 ×1.3	85,800円
第8 段階		210万円以上 320万円未満の場合等	基準額 ×1.5	99,000円
第9 段階		320万円以上 400万円未満の場合等	基準額 ×1.7	112,200円
第10 段階		400万円以上 500万円未満の場合等	基準額 ×1.9	125,400円
第11 段階		500万円以上 1,000万円未満の場合等	基準額 ×2.0	132,000円
第12 段階		1,000万円以上の 場合	基準額 ×2.1	138,600円



令和6～8年度（第9期）

段階	対象者		保険料率	保険料 (年額)
第1 段階	生活保護受給者等		基準額 ×0.285	18,800円
	世帯員全員が 市民税非課 税であって本人の 前年の合計所得金額と 課税年金収入 額の合計が	80万円以下の場合等		
		80万円を超え 120万円以下の場合等		
第2 段階	120万円を超える 場合等		基準額 ×0.485	32,000円
第3 段階	80万円以下の場合等		基準額 ×0.685	45,200円
第4 段階	世帯員の誰かに 市民税が課税されているが、 本人は市民税非課税であって本人の 前年の合計所得金額と課税 年金収入額の合計が	80万円以下の場合等	基準額 ×0.85	56,100円
第5 段階		80万円を超える 場合等	基準額 ×1.0	66,000円 (※月額 5,500円)
第6 段階	本人が市民税 課税であって 前年の合計所得金額が	120万円未満の場合等	基準額 ×1.15	75,900円
第7 段階		120万円以上 210万円未満の場合等	基準額 ×1.3	85,800円
第8 段階		210万円以上 320万円未満の場合等	基準額 ×1.5	99,000円
第9 段階		320万円以上 420万円未満の場合等	基準額 ×1.7	112,200円
第10 段階		420万円以上 520万円未満の場合等	基準額 ×1.9	125,400円
第11 段階		520万円以上 620万円未満の場合等	基準額 ×2.0	132,000円
第12 段階		620万円以上 720万円未満の場合等	基準額 ×2.05	135,300円
第13 段階		720万円以上 1,000万円未満の場合等	基準額 ×2.1	138,600円
第14 段階		1,000万円以上の 場合	基準額 ×2.2	145,200円